【参考資料】

議案第７６号　朝霞市職員等の旅費に関する条例

総務部職員課

１　提案する理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、職員等の旅費の支給に関し、所要の改正を行うもの。

２　改正内容

（１）旅費の種目及び内容の改正

① 宿泊料、移転料等について、宿泊費、転居費等に改めるとともに、定額支給から原則実費支給に改めるもの

② 日当について、宿泊を伴う出張にのみ支給する宿泊手当に改めるほか、包括宿泊費を創設するなどの改正を行うもの

（２）旅費の支給対象の見直し

旅行者等に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する旅費に相当する額の直接の支払を可能とするもの

（３）市費の適正な支出の確保

条例の規定に違反して旅費を受給した旅行者等に対して旅費の返納を求めるとともに、当該旅費の返納に代えて、旅行者の給与等からの控除を可能とするもの

（４）条文整備等

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例のほか５条例について、旅費に関する条例の改正に準じて費用弁償を定額支給から原則実費支給に改めるほか、条文整備を行うもの

３　施行日

令和９年４月１日

担当
総務部職員課給与厚生係
電話４６３－３１９６